

令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という）に委託するスポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

「令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）（以下「本事業」という。）」は、東日本大震災以降、スポーツを通じて築いてきた東京都と被災地との絆を深化させるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で生まれたレガシーを継承するため、東京都、岩手県、宮城県及び福島県の4者が協力して、スポーツを通じて人的・経済的・文化的交流を一層深めるとともに、次代を担う選手を対象としたスポーツの気運醸成を図ることを目的として実施する。

なお、本事業は次の概要のとおり開催する。

- (1) 日程：令和5年8月5日（土）～令和5年8月6日（日）（1泊2日）
- (2) 実施場所：福島市「あづま球場（福島県福島市佐原字神事場1（あづま総合運動公園内）」）他
- (3) 参加者（予定）：120名程度（生徒90～108名、引率12～30名）
東京都、岩手県、宮城県、福島県 中学生女子ソフトボールチーム
1チーム20名程度（選手（生徒）15～18名、引率2～5名）
※東京都、福島県は2チーム 岩手県、宮城県は1チーム参加

(4) 実施内容

【8月5日（土）】

① ソフトボール交流試合（以下「交流試合」という。）

内容：各都県チームによる交流試合

場所：あづま球場・軟式野球場（福島県福島市佐原字神事場1（あづま総合運動公園内））

【8月6日（日）】

② 福島県の魅力体験・復興の発信

(ア)内容：桃狩り

場所：福島市内

(イ)内容：再生可能エネルギー施設の見学

場所：ふくしまさいえねパーク（福島県福島市飯坂町平野字杉田35）

③ 日米対抗ソフトボール2023（以下「日米対抗ソフト」という。）観戦

内容：日米対抗ソフトの試合観戦

場所：あづま球場（福島県福島市佐原字神事場1（あづま総合運動公園内））

3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和5年10月31日まで

4 委託業務概要

本事業では、東京都、岩手県、宮城県及び福島県の子どもたちを福島県に招待し、参加者同士の交流試合、福島県の魅力体験・復興の発信、日米対抗ソフトの観戦を実施する。本事業において交流試合等の行程を踏まえた全体の企画立案や事業の日程管理を実施の上、参加者等の移動手段及び宿泊場所等を手配するとともに、交流試合の運営にかかる手配及び日米対抗ソフト観戦にかかる手配を行うなど、円滑な運営を行うこと。

なお、本事業の実施に当たっては、交流試合の主管である福島県ソフトボール協会並びに日米対抗ソフトボール2023主催の公益財団法人日本ソフトボール協会及び株式会社読売新聞東京本社野球事業部と連携すること。

5 委託業務内容

(1) 移動手段の手配

東京都、岩手県、宮城県及び福島県の参加者等について、以下のとおり移動手段を手配すること。原則として、大型バス1台に1チームが乗車することとする。

○日 程 令和5年8月5日（土）～令和5年8月6日（日）

○移動手段 東京都 バス2台（20名程度／台で乗車予定）
岩手県 バス1台（20名程度／台で乗車予定）
福島県 バス2台（20名程度／台で乗車予定）
宮城県 バス1台（20名程度／台で乗車予定）

各都県参加者の行程等（予定）は以下のとおり。なお、参加者の集合・解散場所、時間等は予定であり、詳細は、各都県参加者決定後、甲及び参加者と調整すること。

① 東京都A（予定）

8/5 6:30 東京都内（集合場所）→10:30 福島市（あづま球場・軟式野球場）
→16:00-17:00 福島市内宿泊地

8/6 8:30 福島市内宿泊地発→9:00-9:45 市内果樹園→移動（道の駅ふくしま立ち寄り）
→10:45-11:30 ふくしまさいえねパーク（福島市内）→移動→11:45-12:45 昼食→移動
→14:00-16:00 あづま球場（日米対抗ソフト観戦）→20:00 東京都内（解散）

② 東京都B（予定）

8/5 6:30 東京都内（集合場所）→10:30 福島市（あづま球場・軟式野球場）
→16:00-17:00 福島市内宿泊地

8/6 8:30 福島市内宿泊地発→移動（道の駅ふくしま立ち寄り）
→9:45-10:30 ふくしまさいえねパーク（福島市内）→移動
→10:45-11:30 市内果樹園（福島市内）→移動→11:45-12:45 昼食（福島市内）→移動
→14:00-16:00 あづま球場（日米対抗ソフト観戦）→20:00 東京都内（解散）

③ 岩手県（予定）

8/5 6:00 岩手県内（集合場所）→9:00 福島市（あづま球場・軟式野球場）
→16:00-17:00 福島市内宿泊地

8/6 8:30 福島市内宿泊地発→9:00-9:45 ふくしまさいえねパーク（福島市内）→移動
→10:00-10:45 市内果樹園→移動（道の駅ふくしま立ち寄り）→11:45-12:45 昼食→移動

→14:00-16:00 あづま球場（日米対抗ソフト観戦）→19:00 岩手県内（解散）

④ 宮城県（予定）

8/5 7:30 宮城県内（集合場所）→9:00 福島市（あづま球場・軟式野球場）

→16:00-17:00 福島市内宿泊地

8/6 8:30 福島市内宿泊地発→9:00-9:45 ふくしまさいえねパーク（福島市内）→移動

→10:00-10:45 市内果樹園→移動（道の駅ふくしま立ち寄り）→11:45-12:45 昼食→移動

→14:00-16:00 あづま球場（日米対抗ソフト観戦）→17:30 宮城県内（解散）

⑤ 福島県A（予定）

8/5 7:00-8:00 福島県内（集合場所）→9:00 福島市（あづま球場・軟式野球場）

→16:00-17:00 福島市内宿泊地

8/6 8:30 福島市内宿泊地発→9:00-9:45 市内果樹園→移動（道の駅ふくしま立ち寄り）

→10:45-11:30 ふくしまさいえねパーク（福島市内）→移動→11:45-12:45 昼食→移動

→14:00-16:00 あづま球場（日米対抗ソフト観戦）→17:30 福島県内（解散）

⑥ 福島県B（予定）

8/5 7:00-8:00 福島県内（集合場所）→9:00 福島市（あづま球場・軟式野球場）

→16:00-17:00 福島市内宿泊地

8/6 8:30 福島市内宿泊地発→移動（道の駅ふくしま立ち寄り）

→9:45-10:30 ふくしまさいえねパーク（福島市内）→移動

→10:45-11:30 市内果樹園（福島市内）→移動→11:45-12:45 昼食（福島市内）→移動

→14:00-16:00 あづま球場（日米対抗ソフト観戦）→17:30 福島県内（解散）

⑦ 交流試合におけるあづま球場と軟式野球場間の移動

8/5の交流試合におけるあづま球場と軟式野球場間の移動は、バスを使用すること。

⑧ なお、バスの配車・運行時に生じる経費（高速道路・有料道路利用料金、駐車料金等）は、本仕様書に基づき積算し、本契約代金に含めること。

(2) 宿泊の手配

① 参加者 120 名程度（生徒 90～108 名、引率 12～30 名）の宿泊とすること。

② 一泊二食（夕食・朝食）付きとすること。

③ 宿泊は福島県内の宿泊施設で、甲が手配することとし、乙は宿泊費として 1 人あたり 11,000 円（税込）及び入湯税として 1 人あたり 150 円を見込むこと。なお、乙は宿泊施設への支払手続き並びに宿泊人数、部屋割り等の連絡等の宿泊施設との一切の調整を行うこと。

④ 宿泊施設における貸切風呂使用料として、乙は 42,000 円（税込）を見込むこと。

(3) 食事の手配

① 8 月 5 日に昼食として、参加者 120 名程度（生徒 90～108 名、引率 12～30 名）の弁当を手配すること。

なお、交流試合の前後に食事となるため消化のよい軽食とし、500 ミリペットボトル飲料を併せて提供すること。

② 8 月 6 日に福島市内において参加者 120 名程度（生徒 90～108 名、引率 12～30 名）の昼食を手配すること。昼食は、参加者全員が一度に食事をとれる飲食店内とし、福島県産品を活用したメニューを提供すること。

(4) 参加者同士の交流試合の運営

8月5日に参加者同士の交流試合を以下のとおり実施する。乙は運営に必要な備品等を手配するとともに、施設及び審判等へ必要な費用の支払いなどを行うこと。

- 交流試合は、あづま球場において3試合、軟式野球場において3試合（計6試合）を行う。各チーム2試合、うち1試合をあづま球場で行う。
- 1試合目終了後に、あづま球場において開会式を行う。
- 試合時間は7回70分制で行う。
- 交流試合及び移動のスケジュール（予定）は別紙「令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画）交流試合スケジュール」のとおり。
- 交流試合の運営は福島県ソフトボール協会が行う。審判等試合開催に必要な人員は各会場25名程度、計50名程度を見込んでいる。人員の手配にあたり、福島県ソフトボール協会との調整は甲が行う。

乙は、交流試合の運営にあたり、以下の業務を行うこと。

- ① 会場の設営に必要な物品を福島県ソフトボール協会と調整のうえ手配すること。軟式野球場で使用する審判及び選手用の椅子、テント、机等については、施設に備え付けの物品を使用すること。ライン引き用の石灰等は両会場に備え付けの物品を使用すること。試合球は乙が手配すること。
- ② 審判等への日当として1人あたり3,000円を支払うこと。
- ③ 審判等の昼食として弁当及び飲料を手配すること。
- ④ 交流試合の運営上、必要に応じて日米対抗ソフトボールの主催者である公益財団法人日本ソフトボール協会等関係者と連携して業務を進めること。
- ⑤ あづま球場、軟式野球場及びその他施設の電気代（冷暖房費含む）、石灰代を施設に支払うこと。当該費用として40,000円を見込むこと。
- ⑥ あづま球場と軟式野球場間の移動は、バスを使用すること。
- ⑦ アイシング及び熱中症対策として氷を手配すること。また、保管用の発泡スチロール容器を手配すること。
- ⑧ 横断幕1枚を制作し、会場を装飾すること。横断幕は横2700mm×縦900mm程度の大きさとし、内容は甲と協議して決めること。

(5) 福島県の魅力体験・復興の発信

福島県の魅力体験・復興の発信を実施するにあたり、8月6日に参加者を東京都約40名、岩手県および宮城県約40名、福島県約40名の3班に分け、以下を手配すること。

① 桃狩り

福島市内の果樹園において、桃狩りの体験を手配すること。またその体験料は乙が負担すること。

② 再生可能エネルギー関連施設見学

ふくしまさいえねパーク（福島市）において、施設見学を手配すること。見学に係る予約は甲が行うこととし、乙は施設との連絡調整を行うこと（施設見学科は無料）。

- ③ 記念品として1人あたり1,000円（税込）以内の福島県の特産品を参加者120名程度分手配すること。なお、記念品は甲と協議して決めること。

(6) 日米対抗ソフト観戦の手配

8月6日にあづま球場において実施される日米対抗ソフトの試合観戦について、以下のとおり手配すること。なお、乙は発券の手続き、チケット代金及び発券手数料の支払い、座席の確保等の連絡等について日米対抗ソフトボール主催者との一切の調整を行うこと。

① 観戦チケットの手配

120名程度の観戦チケットを確保することとし、チケット代金として1人あたり3,500円（税込）を見込むこと。また、発券手数料及びシステム手数料含む観戦チケット手配にかかる料金は乙が負担すること。

② 座席の確保

120名程度分の座席を一区画にまとめて確保すること。

(7) アンケートの実施

本事業の当日、参加者に対し本事業についてのアンケートを行い、終了後に回収すること。なお、アンケート項目については甲と協議の上作成することとし、アンケート用紙及び実施に必要な備品は乙が用意すること。アンケート実施に当たっては、必要に応じて参加者へ記入を促すアナウンスを行うなど、回収率を高めるよう努めること。回収したアンケートについては、集計の上、集計結果及び原本を甲に提出すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策

本事業の実施に当たっては、政府及び福島県が定める最新の感染拡大防止対策等を遵守し、甲と協議の上、必要な対応を取るものとする。

(9) 中止時の対応

新型コロナウイルス感染症拡大又は荒天等を理由に、やむを得ず事業又は事業の一部を中止する場合がある。中止に伴う対応については、合理的な範囲において委託者との減額等に係る協議に応じるものとする。

(10) その他

① 屋外活動時の雨天対策として雨具（レインコート）を参加者120名程度分用意すること。

② 乙は、甲乙の双方を被保険者とする損害賠償責任保険（イベント保険）に加入すること。また、参加者等の怪我や事故等が発生した場合に備え、本事業の展開イベント全てに補償できる対策を講じること。なお、補償内容等については、委託者と協議すること。また、万一事故が発生した場合には、誠意ある対応を行うこと。

③ 業務全体の進捗管理を適切に行うこと。

④ 都県スタッフ用の運営マニュアルを電子データ及び紙10部作成すること。

⑤ 参加者用の冊子を電子データ及び紙120部作成すること。冊子には行程表、交流試合の対戦表、各施設の紹介を記載し、円滑な行動を促すとともに福島の魅力が伝わる工夫をすること。

⑥ 各都県の集合場所から解散場所まで添乗する人員を1チームあたり1人配置すること。

6 成果品

実績報告書

本事業終了後、委託期間中に行った全ての活動に関して実績報告書を作成すること。実績報告書には、目次、概要、組織図（体制図）、全体スケジュール実績、交流試合、魅力体験・復興の発信、日米対抗ソ

フト観戦、輸送・宿泊・食事の実績、準備物品・備品一覧、アンケート集計結果、その他必要事項を網羅することとし、本事業において撮影した写真データを活用し、当日の様子が分かるように作成すること。

また、本企画にかかる報道内容（ただし、日米対抗ソフトのみの報道は除く）について調査（新聞、雑誌、テレビ、web 等）を行い、実施報告書に掲載すること。

なお、納品された写真データは、実行委員会構成員（東京都、岩手県、宮城県及び福島県）において、広報等で使用する可能性がある。

- (1) 数量：4部及び電子データ
- (2) 製版：カラー両面印刷
- (3) 写真データ：DVD4枚（電子データ）

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ① 作業スケジュール
 - ② 業務実施体制図
 - ③ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ① 完了届
 - ② その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲（構成員のうち特に福島県）との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

10 担当

スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局
(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課)
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電 話：03-5320-7714

令和5年度スポーツを通じた被災地交流事業（福島県企画） 交流試合スケジュール（予定）

●対戦表

	あづま球場	軟式野球場
第1試合	岩手県 - 福島県A	宮城県 - 福島県B
第2試合	東京都A - 宮城県	東京都B - 岩手県
第3試合	福島県B - 東京都B	福島県A - 東京都A

●スケジュール

8月5日（土）

あづま：あづま球場

軟式：軟式野球場

時間	東京都A	東京都B	岩手県	宮城県	福島県A	福島県B
6:00-6:30	都内出発	都内出発	岩手県内出発			
7:00-8:00				宮城県内出発	福島県内出発	福島県内出発
9:00			あづま到着・アップ	軟式到着・アップ	あづま到着・アップ	軟式球場到着・アップ
10:00	試合①		交流試合@あづま①	交流試合@軟式①	交流試合@あづま①	交流試合@軟式①
10:30	あづま到着・アップ	軟式到着・アップ				
11:10		あづまへ移動	試合終了	試合終了・あづまへ移動	試合終了	試合終了・あづまへ移動
11:30	開会式	開会式@あづま	開会式@あづま	開会式@あづま	開会式@あづま	開会式@あづま
11:45		軟式へ移動	軟式へ移動		軟式へ移動	
12:00	試合②	交流試合@あづま②	交流試合@軟式②	交流試合@あづま②	交流試合見学	交流試合見学
13:10		試合終了・軟式へ移動	試合終了・あづまへ移動	試合終了	試合終了	試合終了
	昼食	昼食@軟式	昼食@あづま	昼食@軟式	昼食@あづま	昼食@軟式
14:10	試合③	交流試合@軟③	交流試合@あづま③	交流試合見学	交流試合見学	交流試合@軟式③
15:20		試合終了・あづまへ移動	試合終了	試合終了・あづまへ移動	試合終了	試合終了・あづまへ移動
16:00		出発・宿舎へ移動	出発・宿舎へ移動	出発・宿舎へ移動	出発・宿舎へ移動	出発・宿舎へ移動

個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際してスポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要がある個人情報、全て委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表

を行うことができる。

(9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。

(10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。

(11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上

1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの。
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- (12) その他

2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。